平成29年度第20回庁議提案 審議

審議・報告・その他

提 出 日:平成30年1月22日

担当部·課:財務部市民税課[内線3091]

①件 名

市民税の減免規定の見直しについて

②施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

市税の減免は、石巻市市税条例並びに同条例施行規則で税目毎に規定し、市民税では、納税義務者のうち、①生活困窮者、②公益的団体、③被災者を減免する者としている。

このうち、②公益的団体の基準は、各自治体の自主的な判断となるため、県や県内市町の規定と比較すると、バラつきが生じている。

【目的】

市民税における減免の主たる形態である「貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者」、「公益上の事由も含め特別の事情がある者」、「天災その他の災害を受けた者」について、公益的団体の基準を明確にするとともに、災害時の減免基準に「り災証明に基づく住家の被害の程度(全壊・大規模半壊・半壊)」を追加し、早期の減免決定に資するもの。

③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

地方税法(昭和25年7月31日法律第226号) 石巻市市税条例(平成17年4月1日条例第55号)

石巻市市税条例施行規則(平成17年4月1日規則第51号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け〕又は〔個別計画との整合性〕】

④提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成29年8月

財務部内で検討

~12月

⑤主な内容

- ○市民税の減免規定の見直し。
 - ①法人市民税(石巻市市税条例第51条第1項第4号から第7号を改正)
 - ・減免対象の公益的な団体を「地方税法第294条第7項に規定する公益法人等」に統一する。 ※【別表1】参照
 - ②個人市民税(石巻市市税条例施行規則 別表第1(第2条関係)市民税を改正)
 - ・「資産全体に占める損害割合」の現行規定のほかに、災害によりその居住していた住宅が受けた 損害の程度(り災証明)を新たに減免基準に追加する。**※【別表2】参照**

③その他

・今回の改正に併せて、離職等を原因とする困窮者の規定を施行規則において明確化(前年中の所得が200万円以下)するとともに勤労学生に対する減免規定については、県内の状況に沿った内容に改め、均等割額も減免割合に加える。

⑥実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響】

- 〇法人市民税では、一般社団法人のうち収益事業を行っていない団体の均等割額(5万円)が減免により減収となる。 ※減免による減収見込額:20社 × 5万円 = 100万円
- ○個人市民税では、発生する災害の規模や損害の程度により、市民税の所得割額が減免により減収 となる(災害の規模によっては地方交付税が措置される。)。

【効果】

- ○法人県民税と同じ扱いとなり、租税負担の公平化と共に、公益的活動を行う団体に対し活動助成が図られる。
- ○災害発生後の、被災者の負担軽減と共に市税の減免決定の迅速化により被災者支援が図られる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

○法人市民税

仙台市は同内容で規定済。一般社団法人等の減免は宮城県、白石市、岩沼市、山元町が対象としている。

○個人市民税

減免基準に住家被害の程度を採用している県内自治体は無い (震災時は別途減免規定を制定)。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成30年2月 市議会第1回定例会に石巻市市税条例の改正について提案

(平成30年4月1日施行予定)

3月 石巻市市税条例施行規則の一部改正(平成30年4月1日施行予定)

5月 市報や市ホームページに掲載

5月~ 災害が発生した場合は、住家被害調査の際やり災証明書の交付時に市税減免

リーフレット等を配布

9その他